

JACDS ダイレクトニュース

発行：一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

認定薬局の認定要件が公表されました(第2報)

■ 認定薬局の認定基準については、JACDS ダイレクトニュース第73号(1月25日発行)で改正省令と厚生労働省通知を送信いたしました。
今般、詳細な通知が発出されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

■ 内容は次の資料をご覧ください。

※資料の右肩に「別添」とありますが、それぞれ協会あての送り状の別添という意味です。無視してください。

- ① 薬機法等の一部改正施行通知
知事あて局長通知(令和3年1月29日) 一別添1
※先の厚生労働省通知と内容が一部重複しています。申請手続が新たに定められています。
- ② 傷病の区分に係る専門性の認定を行う団体の取扱いについて
知事あて局長通知(令和3年1月29日) 一別添2
※専門医療機関連携薬局の薬剤師の専門性を認定する団体に関して定めたものです。
- ③ 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関する Q&A
都道府県薬務主管課あて課長通知(令和3年1月29日) 一別添3
- ④ 薬局機能情報提供制度の改正について
知事あて局長通知(令和3年1月29日) 一別添4
- ⑤ 「薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点」の改正
薬務主幹部長あて課長通知(令和3年1月29日) 一別添5
※④⑤は薬局機能情報提供制度に関するものです。認定薬局が対象に追加されました。
- ⑥ 認定薬局省令に関するパブコメ結果公示資料
厚生労働省 HP(令和3年1月22日) 一別添6
※回答の一部はその後の通知や Q&A で措置されています。

(文責 中澤)

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10 名和ビル5階
TEL. 03-3506-1031 FAX. 03-3506-1032